

ランドラッシュ

—最近の開発途上国農業への 海外直接投資の動向について—

国連食糧農業機関（FAO）
経済社会局貿易市場部部長
デービット・ハラム

本報告は、FAO で海外農業投資の調査・研究者の責任者であるデービット・ハラム氏によるセミナー「最近の開発途上国農業への海外直接投資の現状、国際機関の動向、並びに今後の win-win な農業投資の推進方策について」（9 月 3 日開催）の概要です。

<海外農業投資の実態>

現在、入手可能な海外直接投資のデータは、UNCTAD 世界投資レポートがありますが、十分詳細ではなく、また、大きく括られているため、どのくらいの農業投資がどのような形態でなされているのか判断できません。そのような中で、国際食料政策研究所（IFPRI）は、数年前に海外投資がなされている農地面積を約 2000 万ヘクタール（我が国の農地面積の 4 倍以上）と推定したが、おそらく現在はそれ以上と推定されます。

<問題の所在>

開発途上国の農地取得を目指す農業投資が注目を浴び、マスコミ等で「新植民地主義」と非難されていますが、被投資国は自国の農業開発のための資金不足に悩んでいることから、海外から農業投資を得られること自体は歓迎しています。また農民も新しい雇用の場が得られると期待しています。

投資国と被投資国間で円満に契約が進むことで問題が生じないように思われる海外農業投資ですが、いろいろな問題を内包しています。考えられる問題を列挙すると、

① 絶対的な農業投資の不足

世界の人口増や所得増に伴う食料需要増は農産物の価格高騰と不安定性をもたらしているにもかかわらず、国際的な農業投資は減少しています。例えば、ODA の農業投資のシェアは 80 年 17%から 05 年の 4%と低下しています。

今後の世界の農産物需要に見合うような生産

増大を行うには、投資の増大が必要であり、そのためには公的な資金の投入が不可欠です。公的投資が進むことにより、民間の農業投資も促進されていきます。

② 民間投資の不安定さ

各国の農業直接投資は、政府の支援を受け、途上国に対して農業投資を行っています。しかしながら、一部の農業投資は、食料生産投資をポートフォリオの有利な分散投資先と考えています。

また、バイオ燃料開発の将来性を見込んで参入してきた投資家もいます。

これらの投資が、潜在的な開発利益を実現するかは不確かです。

③ ランドラッシュのはらむ問題

農地の買収が必ずしも投資のソブリン・リスクの回避につながるとは限らず、政治的、経済的な紛争の種になり得ることも想定されます。すなわち、地域の土地の権利関係が明確に定義されておらず、ガバナンスも弱体化している国での大規模な農地取得を伴う投資は、新たな混乱を生む可能性をはらんでいます。

④ 開発途上国の過大な期待

開発途上国の期待する利益は、農業投資によって資本流入、革新と農業生産性向上につながる技術移転、国内生産の増大、品質改善、雇用創出、前方及び後方の連携、労働力やその他の投入財の地元調達や生産物の加工、さらに国内市場や輸出向けの食料供給増大による乗数効果もたらされることです。

しかしながら、投資の結果、伝統的な小規模農業と二重構造をなす先進農業の入植地が作られることになれば、小農がそこから学ぶことはできず、期待した利益は生まれません。

現在実施されている農業投資の中には、投資国の農民が入植した事例もあり、途上国の期待した自国の小農の雇用拡大の機会が奪われているものもあります。

<政策の選択と配慮>

海外直接投資が開発途上国農業の直面している投資ギャップを埋めるために効果的な役割を果たそうとするなら、投資家の投資目的と開発途上国の投資ニーズとの調整を図る必要があります。資本と機会

やニーズとのマッチングを促進する最も有効な措置を見極めるために行われる総括的で一貫した投資の戦略と取組において、開発の優先順位を確認することも必要です。

開発途上国がどのようにうまく外国投資を引きつけたとしても、自国の農業セクターがこれらの投資の溢出効果による利益を資本化する能力がなければ、プラスの開発効果を得ることはできないでしょう。地元農業が新技術の恩恵を受け、地元経済が新しい投入財やサービスの需要に応えられるようにするためには、国内の農業農村開発に関する適切な政策措置を整備することが必要です。海外農業投資に関する政策は、総合的な農業農村開発戦略の不可欠な一部と考えます。

<まとめ：国際的な対応>

09年9月に国連総会のフリンジで日本政府の支援の元に、FAO、UNCTAD、IFAD 及び世界銀行が関係国を集めた「責任ある海外農業投資を促進するための国際会議」が開催されました。

その会議で「自主的な国際行動規範のガイドライン」を求める意見が広く政治的な支持を集めました。その結果、4 機関が共同で規範作り、それを国際的に広めていくことになっています。

4 機関の提案では、行動規範やガイドラインに反映されるべき、権利、生活、資源を尊重する責任ある農業投資の最低限の原則には、以下のことが含まれます。

- 1) 土地と資源に関する権利の尊重
- 2) 食料安全保障と農村開発
- 3) 透明性、良好なガバナンス、投資しやすい環境
- 4) 協議と参加
- 5) 経済的な実行可能性及び責任ある農業企業投資
- 6) 社会的な持続可能性
- 7) 環境的な持続可能性

自主的な行動規範の立案のためには、政府、農業団体、NGO、民間セクター、そしてより広く市民社会を含めた全て利害関係者と広範な協議が必要です。そのような協議の過程は必然的に長い時間を要しますが、包括的、総合的、効果的な協議と情報なくしては、実用的な行動規範にはならないと考え、広範な理解を求める努力をしているところです。

(文責：黒木弘盛)